第 12 回総務経済常任委員会会議記録		
	令和4年11月9日(水曜)	午後2時00分 開会
開閉会	休憩 14:03-06 15:00-15:10	16:15-19 16:20-25 16:27-30
日 時		午後4時32分 閉会
	休憩時間:0時間25分	会議時間:2時間07分
会議場所	役場3階 本会議場	
	委員長 鈴木 健充 委 員	中村 和宏
出席委員	副委員長 中田智惠子 委 員	寺町 平一
氏 名	委 員 梶澤 幸治	
	委 員 立川 美穂	
説明員		
参考人	奈良 隆二氏	
欠席委員		
氏 名		
事務局職員	事務局長 安田 敦史 係 長	佐藤 史彦

『会議に付した事件と会議結果など』

# 1 開 会

委員長が開会を告げ、事務局から本日の委員会の日程を説明する。

### 2 議 件

### (1)審査事項

ア 陳情第14号 「住民訴訟に関する陳情」について

- ・委員長:本日の陳情審査は、陳情提出者を参考人として出席いただき、趣旨や意見を 伺い、委員から質疑を行う。その後、討論、採決の順に進める。ここでお諮りする。 参考人からの説明、参考人への質疑については、個人情報に触れる可能性がある ことから、芽室町議会委員会条例第18条に基づき、秘密会で実施したい。異議な いか。
- (異議なし)
- ・委員長: 異議なしと認め、秘密会とすることに決定する。傍聴人におかれては、芽室 町議会傍聴条例第9条に基づき、本委員会室から退場願う。また、事務局は、芽室 町議会インターネット中継・録画要領第3条に基づき、インターネット中継を止 めるよう求める。秘密会の準備が整い、参考人が着席するまで休憩とする。

#### ≪秘密会につき記録なし≫

- ・委員長:参考人への質疑が終了したので、秘密会を終了する。
- ・委員長:これから討論を行う。討論はないか。
- ・梶澤委員:反対の立場で討論する。本陳情は、原告である陳情者が勝訴したとの前提で、議会から町への働きかけを求めているものである。しかしながら、裁判所で言い渡された判決は、原告の訴えを却下したものであるから、陳情の趣旨、願意は妥当ではないと考える。
- ・委員長:他に討論はないか。
- ・中田委員: 反対の立場で討論する。本陳情にかかる訴訟については、全て「原告の訴えはいずれも不適法であるからこれらを却下する」との司法判断があったものである。従って司法が判断した結果に対し、議会が論ずる立場ではなく、不採択とすべきものと考える。
- ・委員長:他にないか?ないものと認め、以上で討論を終了する。採決を行う。本陳情 を「採択すべきもの」とする委員の挙手を求める。
- ・委員長:挙手なしと認める。したがって、本陳情は「不採択とすべきもの」と決定する。ただ今から、陳情審査報告書を作成するので、16時30分まで休憩する。

## (陳情審查報告書作成)

- ・委員長:休憩を取り消し、委員会を再開する。陳情審査報告書を作成したので、副委員長から朗読を求める。
- ・中田委員:陳情第14号「住民訴訟に関する陳情」の審査結果について報告する。本陳情は、9月21日の本会議において、当委員会に付託され、本会議終了後、11月9日の2回にわたり委員会を開催し、審査にあたっては陳情人を参考人として招致し、陳情の趣旨等の説明を受け、質疑を行う形で審査を行った。その後の討論においては、「原告である陳情者が勝訴したとの前提で、議会から町への働きかけを求めているものである。しかしながら、裁判所で言い渡された判決は、原告の訴えを却下したものであるから、陳情の趣旨、願意は妥当ではない」及び「本陳情にかかる訴訟については、全て『原告の訴えはいずれも不適法であるからこれらを却下する』との司法判断があったものであり、その結果を議会が論じる立場にはない。」との反対討論があり、採決を行った結果、全会一致で「不採択とすべきもの」と決定したものである。以上、総務経済常任委員会の陳情審査報告とする。
- ・委員長: ただいまの朗読のとおり、 陳情審査報告書を作成したが、意見等はないか。
- ・(意見なし)
- ・委員長:ないものと認め、決定とする。なお、軽微な文言修正等がある場合は正副委員長に一任いただくこととしたい。異議ないか?
- (異議なし)

- 委員長:決定する。
- 3 その他
- (1) 次回委員会の開催日程について 11月15日、厚生文教常任委員会終了後とする。
- (2) その他

委員、議長、事務局ともになし。

以上で、総務経済常任委員会を終了する。

傍 聴 者 数 | 一般者 | 0名 | 報道関係者 | 0名 | 議 員 | 0名 | 合計 | 0名

令和4年11月9日

総務経済常任委員会委員長 鈴 木 健 充